

基準 1 1. 社会的責務

1 1-1. 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

(1) 1 1-1 の事実の説明（現状）

1 1-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

本学は、社会的機関として必要な組織倫理に関する規定として、「学校法人明治東洋医学院寄附行為」の第3条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、国民保健に寄与する有為な人材を育成することを目的とする」と定め、「学校法人明治東洋医学院就業規則」の第5条に「職員は、学院の建学の精神を理解し、職務の公共的使命を自覚し、この規則その他の諸規程を遵守して、職務に専念し、その責務を遂行しなければならない」と定めている。また、「明治国際医療大学学則」の第1条に「教育基本法及び学校教育法の精神にのっとり、深く鍼灸医学及び保健医療に関する知識と技術を中心として教授研究し、広く一般教養を高めるとともに、有能にして医の倫理に徹し、かつ、旺盛な探究心を有し、社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする」と定めている。

また、社会的責務として教職員の法令遵守を促し、組織倫理を確立するため「学校法人 明治東洋医学院 規則集」や「大学規則集」等に関係する諸規程を制定している。その主なものは以下のとおりである。

〔学校法人 明治東洋医学院規則集〕

「就業規則」「賞罰委員会規程」「セクシュアルハラスメントの防止に関する規程」「個人情報の保護に関する規則」「書類閲覧規則」等

〔大学規則集〕

「受託研究に関する取扱規則」「医学倫理委員会規程」「組換えDNA実験規則」「研究倫理委員会規程」「研究者の行動規範」「情報教育運営委員会規程」「公的研究費の管理・監査のルールについて」等

1 1-1-② 組織的倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

組織倫理に関する諸規定を教職員に配付し、さらに学内ホームページに掲載するなど、教職員が常に関連できるよう工夫しており、法令等の遵守に努めている。また、毎年、新採用教職員研修会において、本学院の規則を説明し、適切な理解を図っている。

セクシュアル・ハラスメントの防止について、学生に対しては、学生生活に必要な事項を記載している学生便覧 (STUDENT GUIDE Campus Life) を全員に配付し、セクシュアル・ハラスメントの防止、啓発、指導にあたっている。また、教職員に対しては「セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規程」を定め、法令を遵守した指導を行っている。

個人情報の保護については「個人情報の保護に関する規則」を定め、各部署において、個人情報が含まれる書類やデータの保管・取扱いと、漏洩防止の指導を行っている。

る。

また、事務サーバーは、学内イントラネットで十分なセキュリティー管理を図っており、個人情報の保護、漏洩防止に努めている。

医学倫理、研究倫理に関する諸規定や関係委員会については、厳格に法令遵守しながら、医学研究の推進が図れるよう運用している。

(2) 11-1の自己評価

社会的機関として必要な組織倫理規定について、基本的な規定は概ね整備し、運用できていると考える。

ただし、大学は公共的な教育研究機関として位置づけられ、今後も多様な社会的要請を認識し、対応して行かなければならないと考える。

なお、学生のセクシャル・ハラスメント防止については、その取り組みに努めているが、ガイドライン等を定めておらず、早急に整備する必要がある。

(3) 11-1の改善・向上方策（将来構想）

大学を取巻く社会情勢を認識し、必要な組織倫理規定（内部監査を含む）やサービス関係規定の整備を進める。

また、セクシュアル・ハラスメントに関するガイドラインを平成20（2008）年度内に整備し、その防止に一層努力し、大学の責務を果たしていく。

なお、公表が必要な規定は、ホームページ等で公表するよう検討する。

11-2. 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

(1) 11-2の事実の説明（現状）

11-2-① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

消防法等に基づく防火管理を徹底し、事故を未然に防ぐとともに、火災、震災、その他の災害による被害を軽減するため「明治国際医療大学消防計画規程」を制定している。組織として「防火管理委員会」を設置し、予防管理組織及び自衛消防組織が編成され責任者、任務等を明確にしている。

また、災害時の危機管理体制の整備に向けて、危機管理に関する規定等の策定と、緊急連絡、防災等のため「自主防災組織の体制」「緊急連絡網」「非常参集体制」等について「法人全体マネージャー会」等で検討中である。また、有事の際、近隣地域の避難場所に指定されていることから、広範囲な対応等についても検討している。

学生の学外でのトラブル（悪徳商法・架空請求その他）は、学生便覧（STUDENT GUIDE Campus Life）で注意を呼びかけるとともに、学生・就職チームが窓口となって対応処置を講じている。また、新入生に対しては、学外でのトラブルや交通安全・防犯対策について、オリエンテーション時に講師を招いて注意を喚起している。

緊急連絡や休講等をいち早く学生へ周知するため、携帯サイトでの情報提供を行っている。また、学生の万一の事故に備えて「学生教育研究災害傷害保険」等に加入し

ている。

さらに、学内での学生の事故・疾病等に対し、附属病院と密接に連携しながら、救急対応に備えている。

個人情報の保護に関する法律の施行に基づき「個人情報の保護に関する規則」を平成17（2005）年6月に制定し、個人情報の適切な取り扱いと漏洩防止に努めている。

このほか、学内に守衛室を置き監視体制を整備するとともに、正門ゲートには警備員を配置し、不審者等の侵入を防止している。

（2）11-2の自己評価

火災、自然災害等の危機管理については、十分とは言えないまでも概ね機能しているが、危機管理に関する規定の早急なる整備が必要である。また、本学は、近隣地域の避難場所に指定されていることから、地域行政との連携体制の整備が必要である。

学生のトラブル・事故への予防として、外部から講師を招き、オリエンテーション時に注意を行っているので、特に大きな問題は発生していない。

また、学生の疾病等に対しては、附属病院と密接に連携を図りながら、十分な体制整備ができていると考える。

個人情報の保護に関しては、規定等を適切に整備し、各部署においても法令等を遵守しながら、その取扱いには充分留意していると考ええる。

（3）11-2の改善・向上方策（将来構想）

災害時の危機管理に関する規定については、平成20（2008）年度内に整備するとともに、地域行政との連携を進めていく。

11-3. 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

（1）11-3の事実の説明（現状）

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

研究成果は「明治国際医療大学誌編集委員会」が取りまとめ、研究紀要「明治国際医療大学誌（旧名称：明治鍼灸医学）」として年2回刊行している。

教育研究の組織・施設等を紹介する冊子として「大学案内」があり「広報委員会」で作成し、教育内容や特徴を掲載するとともに研究成果として、外部助成金、受託研究等の実施件数、学会活動等を紹介している。

他の広報誌として「附属図書館運営委員会」にて、図書館報「駒の館だより」を年1回発行し、学生、教職員及び同窓会支部長等に配付している。

ホームページでは、附属東洋医学研究所のページにおいて、学外から研究テーマ、研究概要の閲覧を可能としているほか、特色ある研究をわかりやすく紹介している。また、最新の教育研究トピックスは事務局にて収集し、新着情報として公開している。

学内での研究成果を公表する場として「研究委員会」が主催する「明治東洋医学院

学術集談会」を年2回開催し、大学院生の研究発表及び教員の特別講演を行っている。

また、国際的な学術交流を推進するために平成19（2007）年5月に「ポルトガル共和国” The College of Acupuncture and Moxibustion of A.P.A.E. for Medical Doctors Only”」と学術交流に関する包括協定を締結し、日本鍼灸をEU圏の各国に広める礎を創った。また、附属国際学術交流センターが中心となり、国際化推進を目的として、教育研究成果の情報発信を行うこととしている。

（2）11-3の自己評価

出版・広報活動を行う専門委員会等を組織し、特色ある研究や活動については、地元新聞に情報提示し、パブリシティとして地域住民に対して公開するなど社会のニーズに対応し、その成果を情報公開している。

また、本学が持つ特色ある教育研究成果を広く世界に発信するため、附属国際学術交流センターを中心として国際化推進を行う必要がある。

（3）11-3の改善・向上方策（将来構想）

研究成果を公表する取り組みとして、平成20（2008）年9月から、「明治国際医療大学誌」をオンラインジャーナルとする。今後は、ホームページ内にキーワード検索機能を有する研究データベースの構築を行い、閲覧の利便性を高める方策を検討していく。

国際化推進の取り組みとしては、平成20（2008）9月に国際シンポジウムを京都市内で開催する。また、日本の鍼灸治療の普及を目的としたWHO コラボレーティングセンター（日本の伝統医学分野（鍼灸））の認定申請を行う。

【基準11の自己評価】

社会的機関として、今後も多様な社会的要請を認識し、対応していくとともに、学生のセクシャル・ハラスメント防止については、早急にガイドラインを整備する必要がある。

自然災害等の危機管理に関する規定等の整備とともに、地域行政との連携体制を整備する必要がある。

学生のトラブル・事故への予防として、外部から講師を招き周知を図っているので、適切であると考ええる。

また、学内の疾病や怪我への対応として附属病院と十分な体制整備ができていると考える。

教育研究成果を広報できる専門の委員会等を組織しており、その成果を情報公開している。

【基準11の改善・向上方策（将来計画）】

大学を取巻く社会情勢を認識し、必要な組織倫理規定等の整備を進めるとともに、セクシャル・ハラスメントに関するガイドラインを平成20（2008）年度内に整備する。

災害時の危機管理に関する規定について、平成20（2008）年度内に整備する。
また、国際学術交流センターが、国際化推進に向けた教育研究成果の情報発信するための取り組みを、引き続き行う。